

事業主の皆様へ

平成28年4月20日 社会保険労務士法人 リヴル総研 代表社員 奥 村 繁 子

さわやかな風が吹く季節の到来です。

皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうかお伺い申し上げます。

さて今月は法改正等に関するご連絡や補助金・助成金などについて、お知らせいたします。

→ 健康保険標準報酬の上限と標準賞与額の上限を引き上げ

再掲

豊かな人生を築きます。私たちは、

知能集団を目指し、

常に知識技術を研鑽開発し、

迅速丁寧な顧客第一主義に徹します。私たちは、

私たちは、中小企業に頼られる集団として、

前月の所報でもお知らせいたしましたが、平成 28 年 4 月分より<mark>健康保険の標準報酬等級の上限が追加</mark>されます。該当する事業所様には日本年金機構より通知されます。4 月 28日以降、順次発送とのことです。社労士事務所には直接連絡はありません。お手数ですが、通知を受け取られた事業所様におきましては、弊社までご一報くださいますようお願い申し上げます。

賞与に関しましては、上限が改定されました。

3月まで

上限 540 万円

4月から

上限 573 万円

子ども・子育で拠出金が引き上げられました

平成 28 年度の「子ども・子育て拠出金」の事業所負担率が引き上げられました。(子ども・子育て拠出金は事業所のみが負担するものですので、給与計算業務には直接の影響はございません。)

3月まで

1. 5/1000

4月から

2/1000



自社で給与計算をされている事業所様におかれましては、給与計算ソフトの更新など、対応をお願いいたします。2月の所報でお知らせした雇用保険料率の変更もお忘れなく。

ご不明の点は、リヴル総研までお問い合わせください。

「ストレスチェック」実施促進のための助成金のご案内

平成27年度よりも、要件が緩和されています。

要件(全てを満たすことが必要)

- 1 労働保険の適用事業場であること
- 2 派遣労働者を含めて常時50人未満の事業場であること。
- 3 ストレスチェックの実施者及び実施時期が決まっていること (登録後3カ月以内に支給申請まで終了できること)
- 4 事業者が産業医を選任し、ストレスチェックに係る産業医活動の全部または一部を行わせること
- 5 ストレスチェックの実施及び面接指導等を行う者は、自社の使用者・労働者以外の者であること

助成対象 • 助成額

- 1 ストレスチェック(年1回)を行った場合1 従業員につき500円を上限として、その実費額を支給
- 2 1事業場あたり、産業医1回の活動につき21,500円を上限として、 その実費額を支給

メキャリア形成促進助成金が整理統合されました

助成メニューが4類型になりました。

雇用型訓練コース

特定分野認定実習併用職業訓練(新規)・中高年齢者雇用型訓練(新規)、など

重点訓練コース

若年・成長分野・グローバル・熟練技能・承継訓練・育休中・復職後、など

一般型訓練コース「自発的職業能力開発訓練」は廃止

一般企業型訓練 • 一般団体型訓練

制度導入コース企業内人材育成推進助成金は廃止され、「制度導入コース」として実施

教育訓練・職業能力評価制度、社内検定制度(新規)・教育訓練休暇等制度(拡充)、セルフ・キャリアドック制度(拡充)、技能検定合格報奨金制度、など企業内人材育成推進助成金は廃止され、キャリア形成促進助成金の「制度導入コース」として実施されます。

[助成額・助成率] ()内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練等		Off-JT賃金助成 (1人1時間当た り)	Off-JT経費助成	OJT実施助成 (1人1時間当た り)
● 雇用型訓練コース (☆)	特定分野認定実習併用職業訓練			
		800 (400) 円	2/3 (1/2)	700 (400) 円
	認定実習併用職業訓練 及び 中高年齢者雇用型訓練			
		800 (400円)	1/2 (1/3)	700 (400) 円
❷ 重点訓練コース (☆)		800 (400) 円	1/2 (1/3) [2/3 (1/2) *]	192
● 一般型訓練コース	一般企業型訓練	400円	1/3	<u>-</u>
	一般団体型訓練	-	1/2 (2/3*)	-
◆ 制度導入コース	・事業主団体助成以外	(制度導入助成) 50(25)万円		
	· 事業主団体助成制度	(制度導入助成) 2/3		

⇒ 特定求職者雇用開発助成金の制度が変更されました。

平成28年4月1日以降、対象労働者を雇い入れる場合

「特定求職者雇用開発助成金」は、平成28年4月1日から、トライアル雇用奨励金と併 用できるよう制度が変更されました。

トライアル雇用奨励金(トライアル)との併用について

試行雇用から長期雇用へつなげる道を広げるため、トライアル雇用により雇入れた対象 労働者を、トライアル雇用期間終了後も、引き続き、継続して雇用する労働者として雇用 する場合、特定求職者雇用開発助成金(特開金)の一部(第2期支給対象期分)を受給す ることができます。

要件

- トライアルと特開金に共通する対象労働者であること
- 2 トライアル雇用期間終了後、引き続き、継続して雇用する労働者として雇用するこ とが確実であること。
- 3 対象労働者の雇入れ時において、トライアルと特開金それぞれの支給要件を満たし ていること

継続して雇用とは、65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続 して2年以上であることで、トライアル雇用期間終了後の雇用契約の内容で判断する。

- ※ トライアルと特開金の夫々について、支給申請を行う必要があります。
- ※ トライアルの申請を行っていない場合やトライアルが不支給となった場合など は、特開金について支給を受けることはできません。

福井県では、育児等のために離職した労働者を再雇用する制度や、育児・介護休業法の 義務規定を上回る手厚い育児支援制度を導入し、利用しやすい環境づくりを行う企業を応 援します。

プラチナコース

育児及び介護を理由に当該企業を退職した労働者を、正社員として再雇用する制度を規 定し、かつ、再雇用者への支援措置を規定する。

制度の利用者があった場合 40万円/回 (1企業あたり2回まで)

ゴールドコース

育児・介護休業法に定める義務規定を上回る制度で、県が定めるものを規定する。 (内容が細かいので、詳しくはリヴル総研までお問い合わせください)

制度の利用者があった場合 10万円/回 (1企業あたり1回のみ)

経済産業省関係の補助金



中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金

1次公募は締め切りましたが、2次公募が6月上旬以降に予定されています。 今年は先着順ではありません!!

要件

- 1 日本国内ですでに事業活動を営んでいる既築の工場・事業場・店舗等において使用している設備を更新する事業であること
- 2 既設設備を省エネルギー性の高い補助対象設備へ更新することにより、省エネルギー 効果が得られる事業であること
- 3 補助事業者は事業の終了後定められた内容で事業完了後90日以内に成果を報告できること。
- 4 必要な場合には、その事業の交付申請及び成果報告内容を公表できる事業であること

事業者

事業所

事業所

補助率

補助対象経費の3分の1以内

上限及び下限

上限:1事業者あたり 1億円

下限:1事業所あたり 50万円

(中小企業・個人事業主 30万円)



ロボット導入実証事業

導入事例(福井県の企業です)

原料の搬入等、男性作業員しか行えない作業を、パワーアシストスーツの導入により女性でも可能とするために、「ロボットスーツHAL」を導入した。

補助率

中小企業: 2/3以内 大企業: 1/2以内

限度額

導入実証事業:1億円 導入前の調査費用:500万円

社会保険労務士法人リヴル総研

奥村繁子行政書士事務所

〒910-0347 福井県坂井市丸岡町熊堂 3-7-1-19
Tel 0776-68-1600

Fax 0776-68-1610